

さいたま市空き家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家等が放置されることにより管理不全な状態になることを防止するために必要な事項等を定め、もって市民の良好な生活環境の確保及び安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する建物その他の土地の工作物で、現に人が使用していないもの及びその敷地をいう。
- (2) 管理不全な状態 空き家等が次に掲げるいずれかの状態にあることをいう。
 - ア 老朽化又は台風等の自然災害により倒壊するおそれのあること。
 - イ 建築材等を飛散させ当該敷地外にある者の生命、身体又は財産に損害を及ぼすおそれのあること。
 - ウ 不特定の者の侵入が容易であるために犯罪行為を誘発するおそれのあること。
 - エ 雑草が繁茂し、又は害虫が発生し、若しくは動物（さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年さいたま市条例第46号）第2条第1号の動物を除く。以下同じ。）の死体、ふん尿その他の汚物が放置され、若しくは動物の毛等が飛散すること等に起因して当該敷地外の良好な生活環境を阻害するおそれのあること。
- (3) 所有者等 空き家等を所有し、又は管理する者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、その所有し、又は管理する空き家等を放置することにより管理不全な状態にならないよう適正にこれを管理しなければならない。

(所有者等への助言)

第4条 市長は、空き家等が管理不全な状態にならないよう、所有者等に対し、当該空き家等の適正な管理のために必要な助言をすることができる。

(市民等による情報提供)

第5条 市民等（市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。）は、第3条の規定による適正な管理がなされていない空き家等があると認めるときは、市にその情報を提供することができる。

(調査等)

第6条 市長は、第3条の規定による適正な管理がなされていない空き家等があると認めるとき、又は前条の規定による情報の提供があったときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、当該空き家等に立ち入り、調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導)

第7条 市長は、前条の規定による調査等により管理不全な状態にあると認める空き家等の所有者等に対し、当該空き家等について適正な管理がなされるよう必要な指導をすることができる。

(勧告)

第8条 市長は、前条の規定による指導をした場合において、所有者等がなお空き家等を管理不全な状態に置いていると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、当該空き家等の適正な管理のために必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

(命令)

第9条 市長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等が当該勧告に従わなかったときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第10条 市長は、前条の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なく同条の期限内に当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 前条の規定による命令に従わなかった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 前条の規定による命令の対象となる空き家等の所在地
- (3) 前条の規定による命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けた所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、その者が正

当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

(必要な措置の要請)

第11条 市長は、空き家等が犯罪行為の用に供され、又は供されようとしている等緊急の必要があると認めるときは、当該空き家等が所在する地域を管轄する警察署長に必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(自主的解決との関係)

第12条 この条例の規定は、管理不全な状態にある空き家等に関する紛争の当事者が、双方の合意による当該紛争の自主的な解決を図ることを妨げるものではない。

(空家等対策の推進に関する特別措置法との関係)

第13条 第6条から第9条までの規定は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。次項において「法」という。)第2条第2項の特定空家等については、適用しない。

2 第10条の規定は、法第14条第3項の規定による命令に従わなかった者について適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条第1項	前条の規定による命令を受けた所有者等	空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下この項において「法」という。)第14条第3項の規定による命令を受けた者
	同条	同項
第10条第1項第1号	前条	法第14条第3項
第10条第1項第2号	前条	法第14条第3項
	空き家等	法第2条第2項の特定空家等
第10条第1項第3号	前条	法第14条第3項
第10条第2項	当該命令を受けた所有者等	当該命令を受けた者又はその代理人

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。
(さいたま市空き地の環境保全に関する条例の一部改正)
- 2 さいたま市空き地の環境保全に関する条例(平成13年さいたま市条例第188号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 空き地 現に人が使用していない土地又はこれに等しい状態にあると認められる土地 <u>であつて、さいたま市空き家等の適正管理に関する条例(平成24年さいたま市条例第44号)第2条第1号の敷地を除いたもの</u> をいう。 (2) [略]	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 空き地 現に人が使用していない土地又はこれに等しい状態にあると認められる土地をいう。 (2) [略]

附 則 (平成28年3月16日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。